

地方税財政基盤確立全国大会  
地方税財政基盤の確立に関する決議

参考資料

平成 15 年 11 月 19 日  
地方自治確立対策協議会

## 「三位一体の改革に関する提言」の概要

税源移譲をはじめとする今回の三位一体の改革は、単に国対地方公共団体の問題ではなく、より住民に身近なところで政策決定、税金の使途決定が行われ、住民の意向に沿った政治行政を行うことを可能とする。また、この改革は、住民の責任意識の醸成、成熟した民主主義の土台となる真の地方自治の確立に資する緊急かつ重要な国民的課題としての地方分権改革である。こうしたことを踏まえ、全国知事会として、政府等に対し、廃止すべき国庫補助負担金、移譲すべき税源及び地方交付税の改革について、具体的に提言していくこととした。

三位一体の改革は、地域住民の生活を守るという大前提のもと住民本位で進められなければならない。したがって、改革によって住民生活に悪影響が出ないよう、「税源なくして削減なし」を基本として、国庫補助負担金の廃止と税源移譲は一体的に行われるべきである。

さらに、この改革は、国・地方を通じた財政再建を進め、プライマリーバランスの回復にもつながるものであることを忘れてはならない。

### 1 国庫補助負担金の見直し

#### (1) 見直しの対象

見直しの対象とした国庫補助負担金の総額は

**11兆2,082億円**（国予算ベース）

〈うち、都道府県が事業主体である国庫補助負担金の額

**6兆9,852億円**〉

#### (2) 見直しにあたっての基本的な考え方

概ね次のようなものを除き、原則として国庫補助負担金を廃止し、必要な縮減を行った上で、税源移譲により必要な財源が確保されるべきであるということを基本に、見直しを行った。

- ① 特定地域に交付されるべきもので、税源移譲になじまないもの
- ② 特定地域における臨時巨額の財政負担を要するもの
- ③ 本来的に国で実施すべきもの

なお、地域の歴史的、地理的、社会的事情等の特殊事情に鑑み、特定地域において講じられている補助率等各種の特例措置に配慮する必要がある。

#### (3) 見直しの結果

・国庫補助負担金を廃止し、当該事業を地方が引き続き実施すべきもの

**総額8兆9,357億円**

〈うち、都道府県が事業主体であるもの **6兆4,066億円**〉

・存続すべきものとされた国庫補助負担金

**総額2兆2,725億円**

〈うち、都道府県が事業主体であるもの

**5,786億円**〉

## 2 税源移譲を含む税源配分の見直し

### (1) 地方への税源移譲額

・国庫補助負担金を廃止し、当該事業を地方が引き続き実施すべきもの

**総額8兆9, 357億円**

〈うち、都道府県が事業主体であるもの 6兆4, 066億円〉

・地方への税源移譲額

**総額7兆9, 234億円**

〈うち、都道府県が事業主体であるもの 5兆8, 040億円〉

### (2) 国・地方を通じた削減効果

こうした見直しの結果、国において、歳入予算が約8兆円減るもの、

歳出予算が約9兆円減ることから、

**1兆円程度（全国ベース）**

財政収支が改善する。

### (3) 税源移譲の対象となるべき税目と移譲額

所得税から住民税へ 個人住民税を 10 %比例税率化 移譲額3兆円程度

消費税から地方消費税へ 地方消費税を 1.5 %引き上げ 移譲額3.6兆円程度

揮発油税（2兆8千億円）の一部地方譲与税化等 移譲額1.4兆円程度

## 3 地方交付税の見直し

税源移譲等による地方税財源の充実確保が行われた場合、税源が偏在することが避けられないことから、地方交付税による財源保障及び財源調整機能を十分に発揮することにより適切に対応することが不可欠である。

その上で、国の関与の縮小等に応じた算定の簡素化、地方債の元利償還金に係る交付税措置の見直しを進めるべきである。更には、交付税制度を基本とする現行の地方財源調整制度について別途総合的な検討が必要である。

## 4 おわりに

三位一体の改革は、国庫補助負担金、税源移譲を含む税源配分の見直し、地方交付税の改革を同時並行して一体のものとして行われて行くべきであり、国庫補助負担金の廃止・縮減のみが先行して実施され、税源移譲を含む税源配分の見直しが先送りされるようなことは、絶対にあってはならない。

政府においては、三位一体の改革の具体案を早急に示し、全国知事会をはじめ、地方六団体と議論しつつ改革の早期実現に全力を尽くされることを強く期待する。

また、この提言が、平成16年度以降の予算編成及び税制改正等において、どのように実現されたかについて、今後、検証・確認を続けていく。

# 税源移譲と国庫補助負担金の廃止・縮減に関する緊急提言の概要

～地方分権推進のための三位一体改革の早期具体化について～

## 全国市長会

### 1. 基本的考え方

全国市長会としては、国庫補助負担金を原則廃止し、国から地方への基幹税を基本とした税源移譲を早期に実現すべきと考える。

三位一体の改革は、単に国と地方の財源の配分だけの問題ではなく、地域住民へのサービス提供に直接影響を及ぼす重要な問題であり、次の事項を基本に改革を推進する必要がある。

- ① 歳出面での国の関与を縮小することにより、地方の自主性を拡大とともに、自主・自立の財政運営を営むことができるようすること。
- ② 受益と負担の関係を明確にし、真に住民が必要とする行政サービスを地方自らの判断で実施することが可能となるようすること。
- ③ 補助金の廃止・縮減により地方の自己決定権と自己責任が拡大し、また、国・地方を通じた膨大な事務処理が軽減され、これらにより行財政の効率化、合理化が一層進み、国・地方を通ずる行財政改革につながるものであること。
- ④ もとより、各都市は、引き続き、自ら徹底した行財政改革に積極的に取り組む必要があること。

### 2. 補助金の廃止・縮減について

#### (1) 廃止・縮減の検討対象

地方向けの総額約 20 兆 4,000 億円（平成 15 年度政府予算ベース）のうち、市町村に直接交付され、または、都道府県を通じて市町村に交付されるもの。ただし、以下のものは対象外とした。

（対象外としたもの）

- ・地方財政法第 10 条の 4 に規定する国庫委託金（国会議員選挙執行委託費等）
- ・特定地域に限定されているもの等（電源立地促進対策交付金等）
- ・平成 15 年度政府予算で 30 億円未満の経常的補助金、100 億円未満の投資的補助金

#### (2) 廃止・縮減の検討結果

- ① 廃止・縮減の検討対象とした補助金 123 件 総額約 15.3 兆円  
(下記の④を除いた場合) 114 件 総額約 8.1 兆円)
- ② 廃止して税源移譲すべき補助金 101 件 総額約 5.9 兆円
- ③ 当面存続する補助金 13 件 総額約 2.2 兆円

(I) 格差なく国による統一的な措置が望まれるもの。

- ・生活保護費負担金、児童扶養手当給付費負担金、被用者児童手当交付金など 12 件

(II) 災害復旧のために要する経費に係るものであり、予測できない臨時巨額の財政負担が生じ、引き続き、国の支援を必要とするもの。

- ・河川等災害復旧事業費補助

- ④ 制度全般の見直しの中で検討すべき補助金 9件 総額約7.2兆円  
　国民健康保険、介護保険など、国の統一的保険制度に係るものであり、  
　保険制度全般の見直しの中で引き続き検討されることが適当であるもの。  
　・老人医療給付費負担金、療養給付費等負担金、介護給付費負担金など

### 3. 補助金の廃止・縮減に当たっての必要な措置

#### (1) 地方交付税の財源調整・財源保障の拡充強化

税源移譲を行う際、税源の偏在性から都市間の財政力格差が拡大することが予想される。このため、各都市の標準的な行政サービスを維持するためには、財源調整・財源保障機能を一体として果たす地方交付税制度の機能を強化するなど財政措置を講じることが必要である。

#### (2) 平準的な財政運営を可能とするための措置

臨時の、かつ、巨額の財政負担となる廃棄物処理施設整備事業等については、市町村の財政規模も考慮しつつ、地方交付税及び起債による措置の充実などにより平準的な財政運営が可能となるような財政措置を講じる必要がある。

#### (3) 都道府県と市町村との調整

都道府県を通じて市町村に交付されている補助金については、最終的に事業を実施する市町村に税源移譲することを基本に検討する必要がある。

### 4. 税源移譲について

地方への税源移譲の総額 約5兆円

補助金5.9兆円程度の廃止が可能であり、少なくとも約5兆円の税源移譲を行う必要がある。(仮に、「基本方針2003」で示された考え方に基づいて、義務的な事業については全額、その他の事業については8割として試算。)

- 所得税から個人住民税(個人住民税の10%程度の比例税率化)
- 消費税から地方消費税(消費税の1%分相当額を地方消費税へ移譲)

### 5. 国の歳出削減と地方交付税の抑制

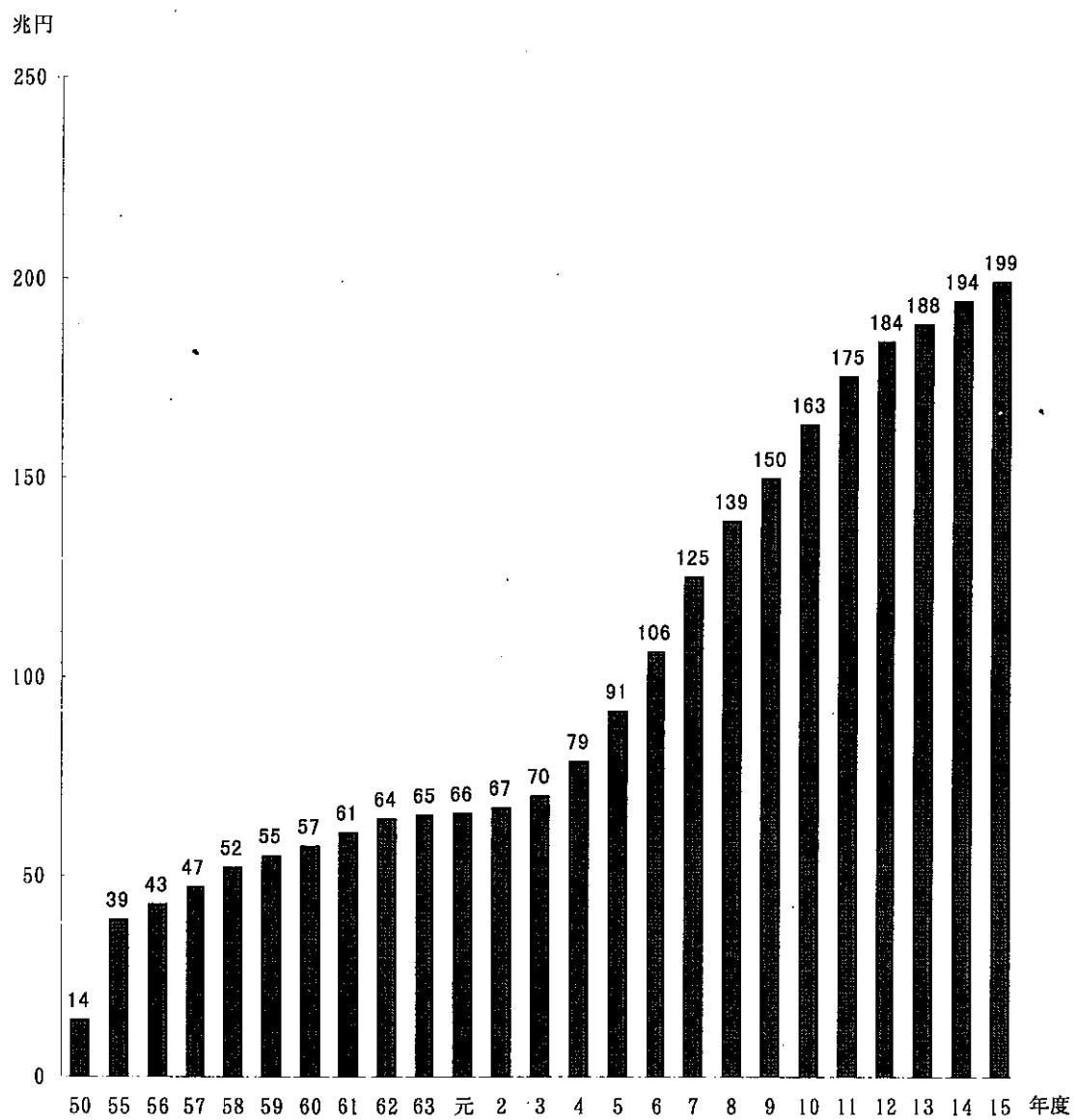
廃止すべき補助金額と税源移譲額との差額である約0.9兆円については、  
地方の行財政改革による効率化努力で対応。

また、補助金の廃止・縮減は、国・地方を通じた膨大な事務処理の軽減になる。これらのことにより、国の負担が大幅に削減され、さらに地方財政計画額の縮減、地方交付税総額の抑制につながり、ひいては国・地方を通じた行財政改革に大きく寄与する。

## 2 地方財政の現状

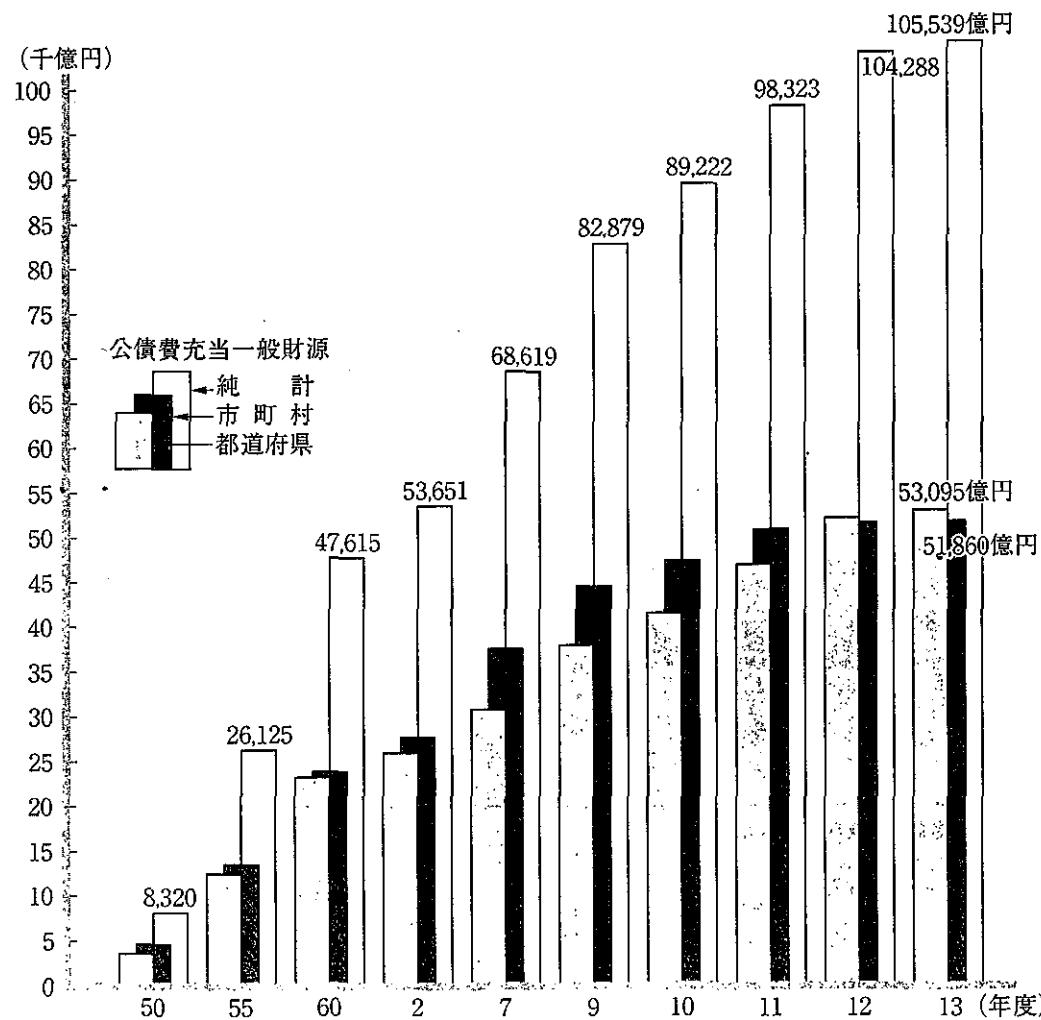
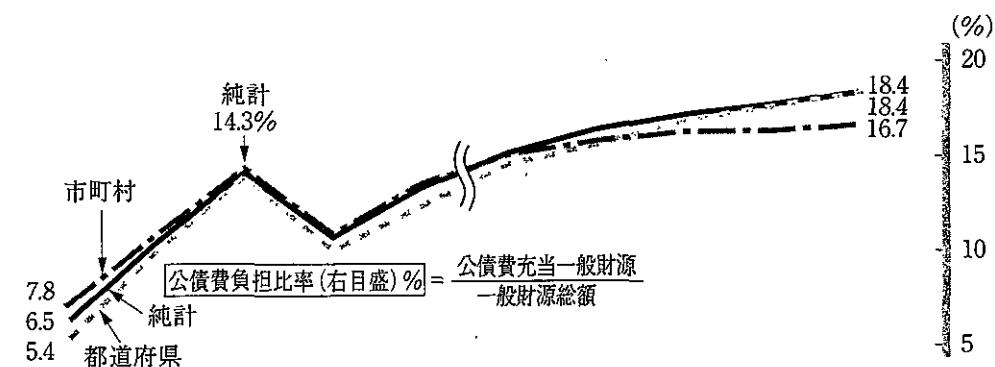
—地方財政は危機的な状況—

### (1) 多額の借入金残高

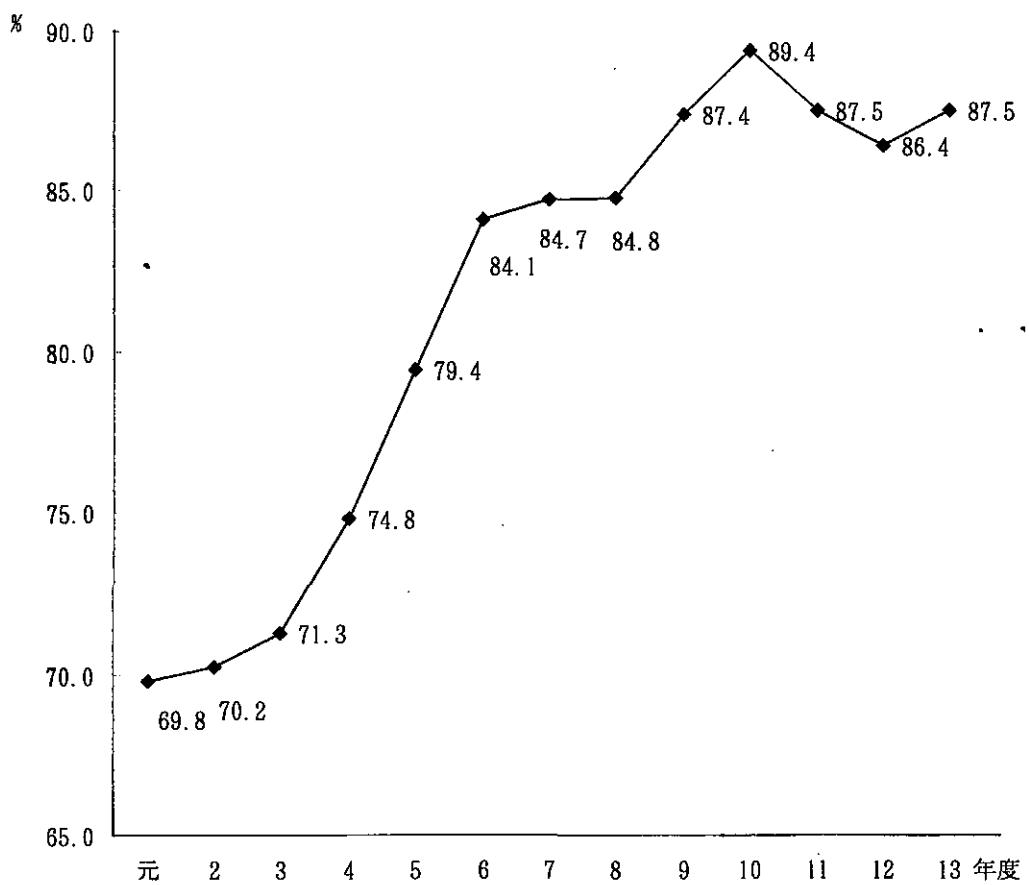


(注) 平成 15 年度の数値は当初ベースの見込値である。

## (2) 個別団体の財政硬直化



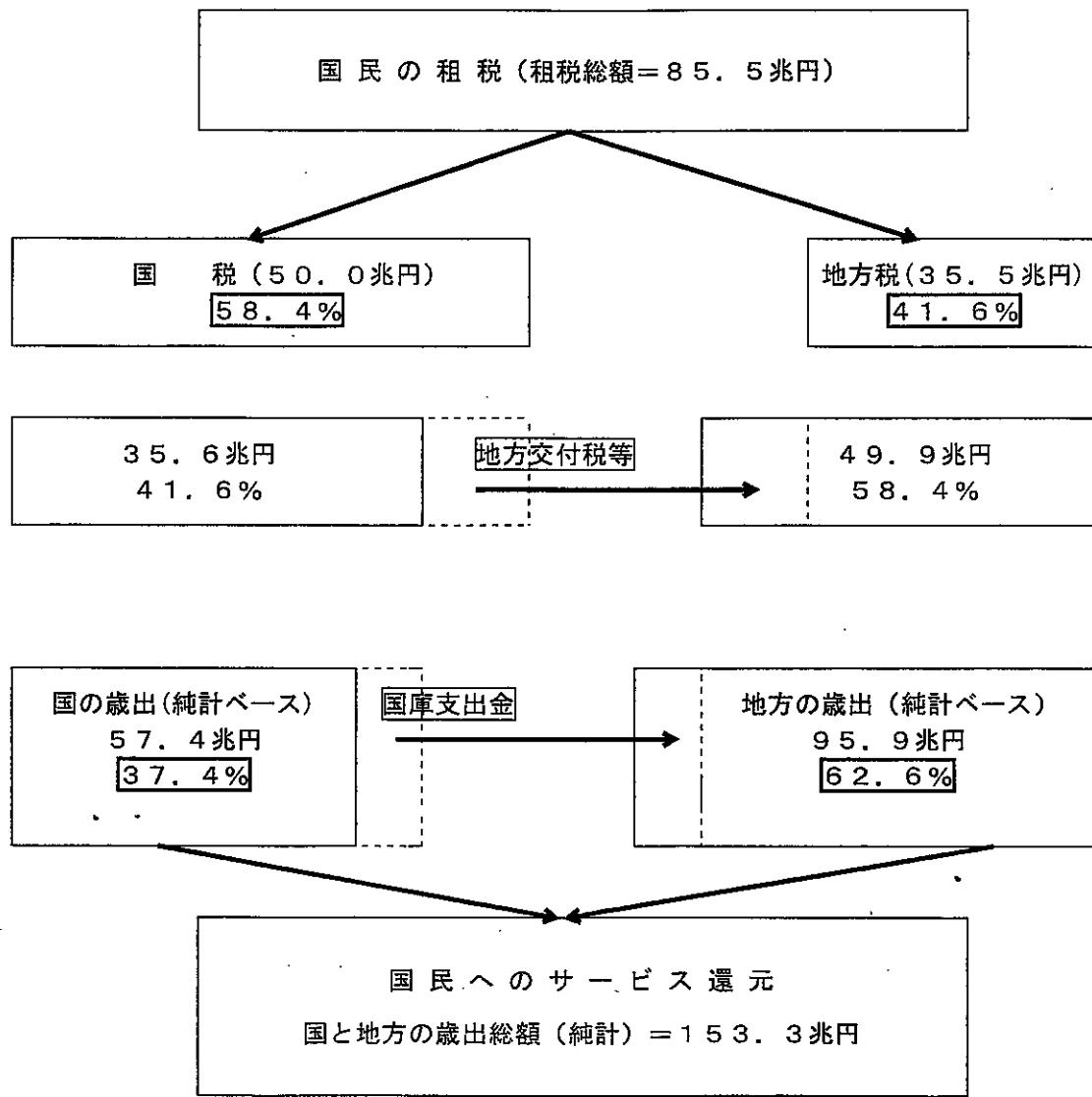
### ○経常収支比率の推移



(注) 経常収支比率(%) = (経常経費充当一般財源の額/経常一般財源総額) ×100

### 3 地方税関係

#### (1) 国・地方間の財源配分（平成13年度）



## (2) 固定資産税

- ・固定資産税は、住民に必要不可欠なサービス（福祉、救急、ごみ収集、中小企業対策等）を下支えしている。

固定資産税は、市町村税収の約45%を占める基幹税

- ・土地分は、地価下落等の影響で大幅な税収減。

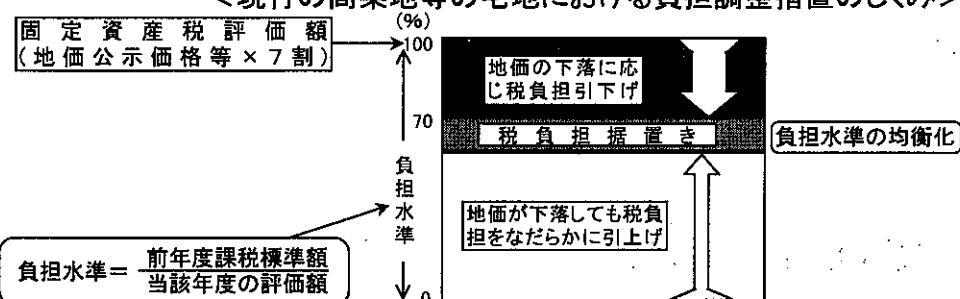
大都市においては平成9年度から、全国でも平成12年度から、毎年連続して減収。

＜固定資産税収（土地）の増減収率の推移＞

	H8→H9	H9→H10	H10→H11	H11→H12	H12→H13	H13→H14	税収の最高年度からの増減率
全国計	1.71	1.33	1.18	▲1.36	▲0.54	▲2.98	▲ 4.82
大都市計	▲0.23	▲2.26	▲0.81	▲4.59	▲2.90	▲6.41	▲16.10

（注1）大都市のH13までは決算額、H14については決算見込額

＜現行の商業地等の宅地における負担調整措置のしくみ＞



- ・平成15年度の固定資産税収（都市計画税収を含む。）は、地価下落や建設物価の下落を的確に反映する評価替えを徹底する結果、約4,350億円の減収見込み。
- ・平成16年度も、引き続き地価下落に対応した土地の価格修正による減収が見込まれる。
- ・仮に商業地等の負担水準の上限70%を55%に引下げる場合、さらなる減収額が約3,500億円を超える、市町村財政に致命的打撃。

⇒ 住民に身近なサービスや公共投資に深刻な影響。

#### 4 義務教育国庫負担制度の見直し

退職手当等を国庫負担対象から外すなどの措置は、地方の自由度の拡大につながらない単なる地方への負担転嫁であり、到底受け入れられない。

このことは、職員の高齢化と団塊世代の退職時期の到来により、将来大幅に所要経費の増加が予測されることから、地方財政に与える影響は甚大。

平成15年度の上記対象経費	約5,600億円
10年後	約2倍 約1兆1,600億円

## 5 道路関係

### (1) 道路の整備状況

(平成13年4月1日現在)

区分	実延長 (km) a	改良済延長 (km) b	改良率 (%) b/a
国 道	53,866	48,247	89.6
都道府県道	128,409	82,023	63.9
市町村道	982,521	511,203	52.0
合 計	1,164,796	641,473	55.1

(注) 1 「道路統計年報2002」による。

2 一般国道、都道府県道の改良済延長は、車道幅員5.5m以上のものである。

### (2) 高規格幹線道路供用延長

(単位: km, %)

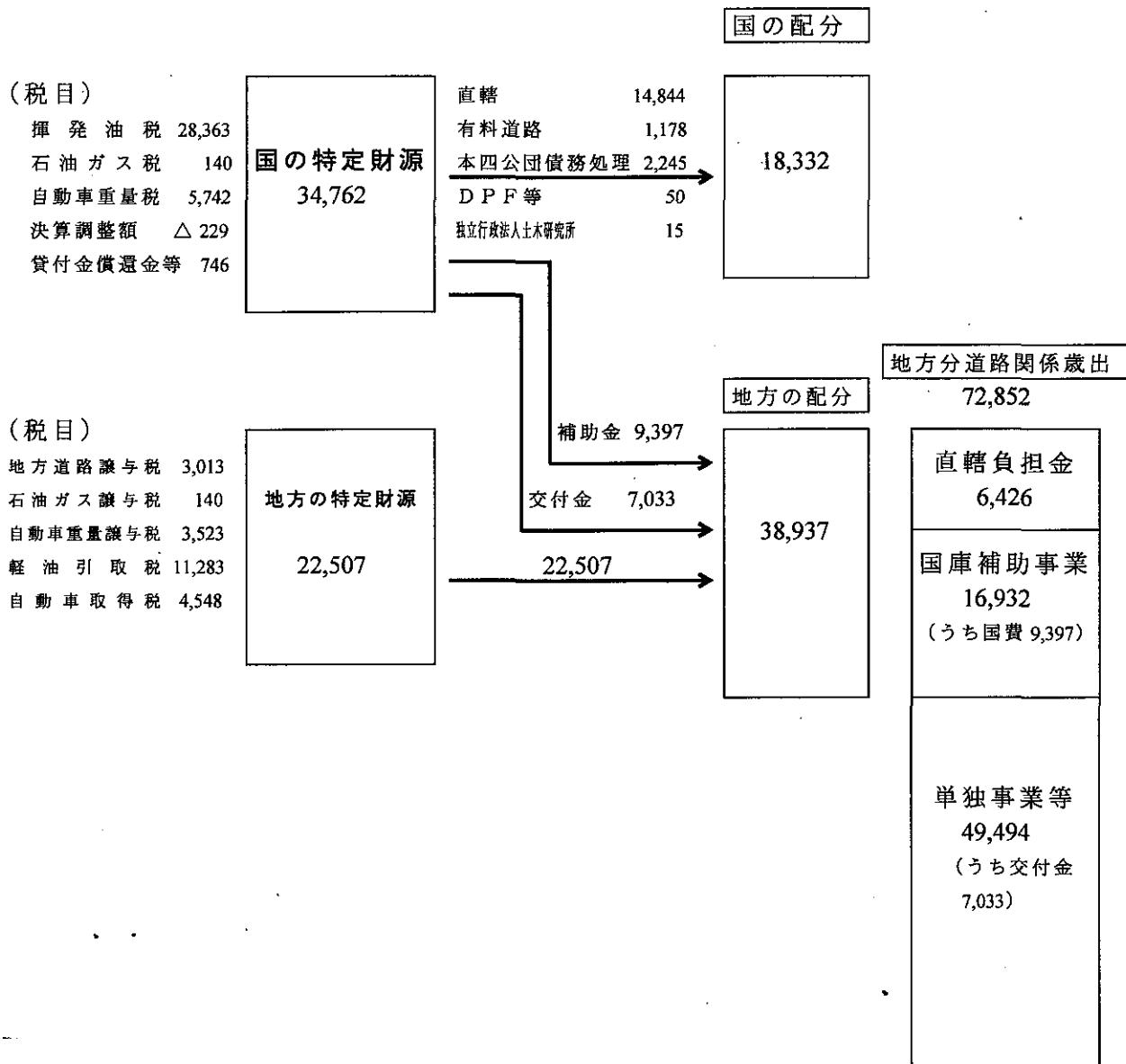
	総 延 長	基本計画 延 長	整備計画 延 長	15年度末供用延長 (予定)	進捗率
高規格幹線道路	14,000	13,082	11,092	8,555	61.1
高速自動車国道	11,520	10,607	9,342	(556)	
本州四国連絡道路	180	177	177	7,343	63.7
一 般 国 道	2,300	2,298	1,573	164	91.1
				492	21.4

(注) 1 国土交通省資料による。

2 ( )書きは、高速自動車国道に並行する一般国道自動車専用道路で外書きであり、高規格幹線道路の総計には含まれている。

(3) 道路特定財源の国・地方間の配分

〔平成15年度予算〕  
単位：億円



◎道路特定財源比率は、次のように算出

$$\text{特財比率} = \frac{\text{地 方 の 特 定 財 源} (22,507)}{\text{地 方 分 道 路 関 係 歳 出} (72,852) - \text{国庫補助金} (9,397)} \approx 35 \sim 36\%$$

- (注) 1 数字は、平成15年度道路関係予算概要（国土交通省）等による。
- 2 国の道路特別会計には、上記特定財源の他、NTT-A型事業（産業投資特別会計からの繰入れ）895億円がある。
- 3 地方分の道路関係歳出は、地方財政計画をベースとしている。
- 4 「DPF等」とは、ディーゼル微粒子除去装置導入支援等である。

## 6 医療保険制度の抜本改革・介護保険制度の安定的運営の確保

### 国民健康保険（市町村）・政府管掌健康保険・組合管掌健康保険の比較

(平成13年度)

	市町村国保	政管健保	組合健保
加入者数	4,477万人	3,630万人 本人1,912万人 家族1,718万人	3,102万人 本人1,494万人 家族1,608万人
加入者数平均年齢 ※1	52.5歳 (43.5歳)	37.2歳 (34.8歳)	34.0歳 (32.8歳)
老人加入割合 ※2	27.0%	5.6%	2.7%.
平均標準報酬月額	—	28.9万円	37.2万円
1世帯当たり年間所得(推計)※3	153万円	237万円程度	381万円程度
1世帯当たり保険料調定額※4	15.6万円	15.9万円 (32.0万円)	17.6万円 (39.7万円)
国庫負担(医療分)	給付費等の50% 保険料軽減分の1/2	給付費の13.0% (老健拠出金は16.4%)	定額 (予算補助)
平成14年度予算	3兆4,825億円	8,087億円	151億円
1人当たり診療費 ※5	16.4万円	12.1万円	10.3万円

※1 ( )内は70歳以上の者を除いた場合。

※2 65歳以上の寝たきり老人を含む。

※3 国保は旧ただし書き方式による課税標準額であり、政管健保、組合健保は標準報酬をもとに賞与月額、給与所得控除等を見込んで推計したもの。

※4 ( )内は事業主負担分を含む。

※5 老人保健対象者を(国保は退職被保険者等も)除いた数値である。

出典:平成13年度政府管掌健康保険等事業年報、平成13年度国民健康保険事業年報

## 市町村国保の財政状況(一般被保険者分)

(単位:億円)

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
収 入	57,710	60,456	62,101	63,424	66,846	70,477	74,090
うち保険料(税)	22,515	23,449	24,659	24,948	25,529	27,494	28,387
うち一般会計繰入金	6,960	7,575	7,631	7,967	8,557	9,033	9,334
法定分	4,043	4,467	4,766	4,907	5,251	5,836	5,869
法定外分	2,916	3,108	2,864	3,060	3,305	3,197	3,465
支 出	58,798	61,609	62,393	64,460	68,050	71,506	75,928
うち保険給付費	37,051	38,223	38,113	39,000	39,878	40,878	41,797
うち老健拠出金	17,734	19,260	19,959	21,050	23,686	21,936	25,062
収 支 差	△ 1,090 (△2,594)	△ 1,154 (△2,927)	△ 292 (△1,969)	△ 1,035 (△3,011)	△ 1,205 (△3,235)	△ 1,029 (△3,284)	△ 1,838 (△4,141)

- (注) 1. 収入は、基金繰入金及び繰越金等を除き調整したもの。
- 2. 収支差の( )内は、市町村の一般会計から赤字補填を加味した額である。
- 3. 各々億円未満四捨五入で端数調整はしていない。
- 4. 厚生労働省資料による。